

宮城県新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所（以下「協定締結医療機関」という。）の開設者が新興感染症への対応力を強化するための施設整備又は設備整備に要する経費について、協定締結医療機関の開設者に対し、予算の範囲内において宮城県新興感染症対応強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、医療施設等施設整備事業実施要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号、最終改正労働省発医政0807第8号）及び医療施設等設備整備事業実施要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号、最終改正労働省発医政0806第8号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象経費、補助率等は別表1のとおりとする。また、算出された額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた金額を交付額とする。

(1) 別表1の基準額の欄に定める額と補助対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額の合計と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額を交付額とする。

2 補助金の交付対象となる事業実施期間は、県より補助金の内示について通知した日から、当該年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出は知事が定める日までとする。

(交付申請書添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書の写し等
- (3) 整備・設置予定場所の写真、図面等
- (4) その他参考となる書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の10パーセント以上の減少の変更があった場合

イ 事業計画に大幅な変更があった場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合においては、別記様式第 4 号により知事の承認を受けなければならない。この場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記様式第 5 号により、補助事業完了日の属する年度の翌々年度 4 月 30 日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益社団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第 6 規則第 12 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第 6 号によるものとし、

その提出期限は補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い日とする。

- 2 第 3 の規定により補助金の交付を申請した者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りではない。

(実績報告書添付書類)

第 7 規則第 12 条第 1 項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県新興感染症対応力強化事業実績
- (2) 契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書の写し）、納品書の写し、領収書の写し等
- (3) 補助対象区域の工事設計図（施設整備事業に限る。）
- (4) 整備した施設又は設備の写真、その他参考となる書類

(補助金の交付方法)

第 8 補助金は、規則第 13 条に規定する額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第 15 条ただし書の規定により補助金を概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第 7 号によるものとする。

(書類の提出部数)

第 9 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各 1 部又は電子データによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 7 日から施行し、事業は令和 6 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 24 日から施行し、令和 7 年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

1 施設整備事業

対 象 機 関	基 準 額	対 象 経 費	補助率
病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 病室の感染対策に係る整備 ・ 1 室当たり 29,420,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	3 分の 2
	(2) 病棟等の感染対策に係る整備 ・ 対象面積 1 m ² 当たり基準単価 484,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10 分の 10
病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関	(1) 個人防護具保管施設の整備 ・ 対象面積 1 m ² 当たり基準単価 484,000 円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10 分の 10

2 設備整備事業

対 象 機 関	基 準 額	対 象 経 費	補助率
病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置の場合 ・ 1 病床当たり 4,320,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費 (ただし、新規購入及び増設する場合に限る。)	10 分の 10
	(2) 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）の場合 ・ 1 台当たり 9,350,000 円		
	(3) 簡易ベッドの場合 ・ 1 台当たり 51,400 円		
発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器（PCR 検査機器、等温遺伝子増幅装置）の場合 ・ 1 台当たり 9,350,000 円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査機器、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費（ただし、新規購入及び増設する場合に限る。）	10 分の 10
	(2) 簡易ベッドの場合 ・ 1 台当たり 51,400 円		
	(3) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の場合 ・ 1 か所当たり 905,000 円		